

船舶事故調査報告書

令和2年3月25日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年8月11日 03時00分ごろ
発生場所	長崎県対馬市伊奈埼西方沖 上 ^{かみあがた} 県灯台から真方位223° 1,030m付近 (概位 北緯34° 33.5′ 東経129° 16.8′)
事故の概要	漁船第二宝吉丸 ^{ほうよし} は、南東進中、転覆した。
事故調査の経過	令和元年8月13日、主管調査官（門司事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二宝吉丸、1.6トン
船舶番号、船舶所有者等	NS3-84642（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	船外機等に濡損、手すりが脱落
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東、風力 5、視界 良好 海象：波高 不明、潮汐 上げ潮の中央期 上対馬地区には、8月10日08時11分に強風注意報が発表されて おり、10日16時07分に波浪注意報が発表され、本事故時も継 続中であった。
事故の経過	本船は、和船型で船外機を備えており、船長ほか1人が乗り組み、 さばの一本釣り漁を終え、南東進中、右舷船尾方から大きな波を受 け、左舷側が海中に引き込まれるように大きく傾斜し、そのまま左舷 側から転覆した。 船長及び甲板員は、海上に投げ出され、救命胴衣を着用していなか ったものの、浮いていた魚倉のさぶた ^{つか} に掴まりながら自力で付近の海 岸に泳ぎ着いた。 陸上から捜索に来た知人は、所属の漁業協同組合経由で海上保安庁 に本事故の発生を通報した。 本船は、僚船にえい航されて対馬市越高漁港に到着した。 船長は、出港前、対馬市の気象情報を入手していたが、他船も出港 しており、波もそれほど高くなかったので出港していた。 船長は、GPSプロッターの画面に引かれた航跡の陸岸寄りを通っ たのではないかと本事故後に思った。 船長は、本事故発生場所付近で大波を見たことがなかったが同発生 場所付近で何度か大波を見たことがある知人から、同発生場所よりも 沖側を通るようにしていることを本事故後に初めて聞いた。
分析	本船は、強風及び波浪注意報が発表されていた状況下、南東進中、

	<p>船長が波が高くなる海域であることを知らずに陸岸寄りを航行し、右舷船尾方から大波を受けたことから、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、夜間、本船が、強風及び波浪注意報が発表されていた状況下、南東進中、船長が波が高くなる海域であることを知らずに陸岸寄りを航行し、右舷船尾方から大波を受けたため、左舷側に傾斜して転覆したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 小型船舶は、風が強く、波の高いときは、陸岸に接近しないこと。 ・ 小型船舶の乗船者は、救命胴衣を常時着用すること。